

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年3月15日）及び資格取得日（昭和51年7月1日）を取消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月15日から同年7月1日まで

A社の昭和49年11月1日から56年9月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、49年11月1日から51年3月15日まで、同年7月1日から52年10月1日までの期間はA社、同年10月1日から56年10月1日までの期間は、B社で厚生年金保険に加入しており、申立期間については、厚生年金保険に加入していたことが確認できなかった。

私は、昭和49年11月1日にA社に入社してから56年9月末日まで、一度も退社することなく勤めている。

関連する書類が無く、記憶だけだが、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和49年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、51年3月15日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年3月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当時の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。また、当時の事業主は

「申立人は、営業担当としてずっと勤務しており、申立期間の勤務実態等も特に変化はなかった。」とし、同僚3人は「申立人は、営業担当でずっと働いており、厚生年金保険被保険者期間が4か月も欠落することは思い当たらない。」と証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人の申立期間前後の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で得喪の記録が管理されており、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月から同年6月までの保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所の納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年2月から40年3月まで
②昭和41年4月から42年3月まで

上記の申立期間について、兄がA市役所職員と相談し、滞納していた租税を約束手形（額面5万円）で定期的に納付してきたはずで、その中に国民年金の保険料も兄が自分の分と一緒に納めてきたと言っており、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の兄が国民年金への加入手続を行い、その兄が申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年12月24日以降に市町村から払い出されており、申立人の保険料と一緒に納付したとする兄の納付記録を見ると、44年5月16日に38年2月から39年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの申請免除期間の保険料を追納していることが確認でき、当該追納時点において、申立人の申立期間①及び②の未納期間は時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立人自身は国民年金への加入手続、保険料の納付に直接関与していない上、手続を行ったとするその兄は、「滞納していた租税の支払のため、A市役所職員に5万円の約束手形を渡しており、同市役所職員を仲介し、その中から自分の分と一緒に納付したはずである。」としており、兄も保険料の納付に直接関与していないため、保険料の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人の兄が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

20歳になった時、亡き母に勧められて国民年金へ加入し、以降国民年金保険料はA市のB町内会の班会の集金係に亡き母が代わって納付していた。私自身も班会で集金を担当したことがある。亡き母からは私の分の国民年金保険料を毎月納めていたと聞いているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、亡き母が毎月納付していたはずであると申し立てているが、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和42年7月5日であり、その時点で申立期間①は時効により過年度納付できない期間であるとともに、生年月日検索、年金記号番号払出簿調査でも、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①は、亡き父及び亡き母の国民年金保険料も未納である。

さらに、申立期間②は現年度納付できない期間である上、申立人の亡き母が国民年金保険料をさかのぼって納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間②について、亡き母は国民年金保険料の申請免除をしており、亡き父も当初申請免除をしていたが追納したことが確認でき

る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から47年3月まで

申立期間当時は、父が納税組合の組合長であり、父が月末に家族全員の国民年金保険料を納付していた。

父母、夫、妹が納付済みになっているのに、私一人が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、その父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月17日から5月30日の間に払い出されており、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張は無く、過年度納付を行った形跡も見当たらない。

さらに、申立人は他市町村への住所変更を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から52年3月まで
社会保険事務所から、申立期間について国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答を受けた。当時の資料は持っていないが、亡き父が国民年金の加入手続をし、自分の分と一緒に払っているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、亡き父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況や納付状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月25日に払い出されており、その時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間である上、過年度納付を行った形跡も見受けられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は177か月と長期間である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
昭和46年4月から48年12月までの期間を50年12月8日に納付したが、このうち申立期間が未納とされている。当時の資料は持っていないが、この期間は配偶者及び父も同時に納付しており、自分のみ未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月から48年12月までの期間を50年12月8日に納付したと主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市(当時はB県C町)の国民年金被保険者名簿により、当該納付時点において特例納付が可能であった46年4月から48年3月までの保険料未納期間に係る特例納付及び時効となっておらず過年度納付が可能であった同年10月から49年3月までの期間に係る保険料未納分を過年度納付したことが確認できることから、申立期間はいずれによっても納付できなかったものと推認される。

また、申立期間について、申立人の配偶者及び父も同時に納付したと主張しているが、社会保険庁の国民年金被保険者記録では、配偶者については申立人と同様に未納期間となっているほか、申立人の父は年度内納付となっており、申立人の主張とは異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から62年12月まで

昭和53年2月ころ、転居届のためA町役場を訪れた時、役場の年金の係の方から強制加入になると言われ、同年4月の初めに2月分と3月分及び昭和53年度1年分の国民年金保険料二人分を私が妻に役場で直接納付するよう言った記憶がある。翌年の昭和54年度以降昭和62年12月分までの国民年金保険料と国民健康保険料は、その年の4月から6月までの間に、妻がA町役場に直接持参して納付したと思う。夫婦共に前の会社の退職金があったので、納付できないことは無かった。国民年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月ころ、A町役場で転居届を行った時に国民年金の加入手続きを行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を直接町役場に納付してきたと主張しているものの、社会保険事務所及び同町には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立期間は未加入期間であったものと推認される上、ほかに国民年金の資格取得及び保険料の納付が行われた形跡も見当たらない。

また、申立期間は119か月と長期間であり、申立期間以外にも未加入期間が散見される上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付状況に関する具体的な記憶が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から61年3月まで

昭和53年2月ころ、夫が転居届のためA町役場を訪れた時、役場の年金の係の方から強制加入になると言われ、同年4月の初めに2月分と3月分及び昭和53年度1年分の国民年金保険料二人分を私が役場に直接納付するように夫から言われた。翌年の昭和54年度以降昭和62年12月分までの国民年金保険料と国民健康保険料は、その年の4月から6月までの間に、私がA町役場に直接持参して納付したと思う。夫婦共に前の会社の退職金があったので、納付できないことは無かった。国民年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、この期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、申立人が国民年金への加入手続を行ったとする昭和53年以降における第3回特例納付における保険料の納付可能期間は、36年4月から53年3月までであり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、国民年金への加入は、昭和53年2月ころ、夫が転居時にA町役場で手続を行い、国民年金保険料は申立人が直接役場に夫婦二人分を納付してきたと主張しているものの、申立人は、その納付状況に関する具体的な記憶が無い。

さらに、申立期間は 96 か月と長期間であり、申立期間以外にも未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 12 月まで

② 昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 3 月 23 日まで

昭和 40 年 4 月ごろから同年 12 月までA社に勤務した期間及びB社に勤務した 42 年 8 月 1 日から 43 年 12 月 15 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間はまったく確認できず、B社における厚生年金保険被保険者期間は、42 年 12 月 20 日から 43 年 3 月 23 日までの期間について確認できないとの回答を受けた。

私は、両事業所において運転手として勤務していた。厚生年金保険料を控除されていた記憶は明確では無いが、勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険被保険者記録により、申立期間のうち昭和 40 年 5 月 24 日から同年 12 月 21 日まで、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、A社が保存していた失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、日給制の季節雇用者として雇用されていたことが確認できる上、同社は、「申立期間当時の季節雇用者については、厚生年金保険や健康保険には加入させておらず、国民健康保険に加入してもらっていた。」と回答しているほか、同僚 2 名も「当時は、作業員のうち、『世話役』と呼ばれる現場監督者と在職期間の長い一部の運転手を除き、厚生年金保険には加入しておらず、すべての従業

員を厚生年金保険に加入させるようになったのは、ずっと後のことである。」と証言している。

また、社会保険事務所が管理するA社の被保険者原票において、昭和40年3月から41年4月までの延べ11人の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録では、申立人がB社に勤務した期間は、昭和42年4月26日から同年12月20日、及び43年3月23日から同年12月20日となっており、42年12月20日から43年3月23日までの期間については、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険のいずれも被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社の当時の経営者は、「多くの運転手には、冬期間は、突発的な除排雪等、必要な時に会社から動員をかけていたが、それ以外の時は、春まで雇用保険を受給してもらっていた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理するB社の被保険者原票において、申立人の記録は、昭和42年8月1日に資格取得した際の健康保険整理記号番号7番及び43年3月23日に資格取得した際の同15番に確認できるが、8番から14番までは整理記号番号に欠番は無く、すべて別の者であることが確認できる上、親会社であるC社の被保険者原票においても、42年10月から43年3月までの5人の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②のいずれについても、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年ころから 24 年 11 月まで
亡き夫から、昭和 13 年 A 学校卒業後、B 社に入社し、17 年に C へ召集され、24 年 11 月 30 日退社したと聞いている。本人も平成 7 年 8 月に調査依頼したが見つからない旨の回答を得ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B 社から申立人への昭和 22 年 8 月 28 日付けの 8 月分手当金郵便為替の送付書、及び 24 年 11 月 30 日付けの「退職願受理に関する件」等により、申立人が当該事業所に在籍していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、B 社に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、不明と回答している。

さらに、社会保険事務所が管理する昭和 17 年 2 月 1 日から 26 年 3 月までにおいて健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、B 社の厚生年金保険の新規適用は昭和 17 年 2 月 1 日であるが、同年 1 月 10 日から 25 年 4 月までの期間については、D 県が保管する申立人の記録の写し及び E 省からの回答書により、申立人は入隊していたことが確認でき、恩給を受給していることから、申立期間は厚生年金保険被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月から23年10月まで
昭和20年5月、A丸に乗船し機関員でした。当時は給料制であり事業主により保険料を控除されていました。事実を確認できる資料はありませんが、よろしくお願ひします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務形態や厚生年金保険の適用について、現在の事業主に照会したが「記録が無く不明である。」との回答があるほか、当時の同僚も不明であり、証言を得ることもできない。

さらに、社会保険庁（B社会保険事務局及びC社会保険事務局）が管理しているD会及び当該事業所に係る昭和20年5月から23年10月までの船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 30 年 11 月まで

私は、昭和 28 年 4 月から 30 年 11 月までの期間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険加入期間が確認できなかったとの回答を受けた。

昭和 29 年 1 月か 2 月ころに風邪を引き、会社で保管管理していた自分名義の健康保険証を使って通院した記憶があり、また、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは、一緒に勤めていた申立人の同僚の証言により推認することはできるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、申立期間に係る健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から28年3月まで

A事務所において仕事をしていた昭和24年4月1日から同年9月1日までと同年10月1日から同年12月7日までの厚生年金保険の加入期間は確認できたが、25年4月から26年3月までB軍C部隊での期間、26年3月から28年3月までのB軍D部隊での期間の記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間については継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人はA事務所での仕事については、最初Eに所属していたと主張しているものの、昭和25年ころF戦争勃発によりB軍部隊が3部隊ほど入れ替わるなど所属先が一定せず、人手不足もあったことから、Eの紹介で部隊直営テントでの皿洗い、B軍家族の住居やクラブへの手伝いをしていたほか、B軍部隊に同行してF演習場へ出向いたことを記憶していることから、業務内容の変更等により厚生年金保険の適用でなくなったものと推認される。

さらに、現在のF演習場を管轄するG県に照会したところ、「昭和26年まで、G県職員名簿から県がH事務所として労務提供事業を担当していたことは確認できるが、厚生年金保険の適用等については、申立期間当時の関係書類が現存しないことから、確認できない。」旨の回答があ

るほか、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に資格取得し同年 9 月 1 日に資格喪失した期間及び、同年 10 月 1 日に資格取得し同年 12 月 7 日に資格喪失した期間は確認できるものの、申立期間における申立人の氏名に該当する者は見当たらない。

加えて、一緒に働いていたと申立人が記憶する同僚についても、厚生年金保険の被保険者資格は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から同年12月まで
② 昭和30年5月から同年12月まで
③ 昭和33年5月から同年12月まで
④ 昭和34年5月から35年3月まで

私は、昭和22年4月から35年3月ころまでA事業所に毎年勤務していました。春に勤務に就き、冬はその年の仕事にもよりますが、厚生年金保険被保険者資格を喪失して失業保険を受給していました。

当該事業所における厚生年金保険加入期間について照会したところ、一部の期間は判明しましたが、申立期間については加入していた事実が無い旨の回答を受けました。

厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので申立てをします。よろしくをお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当該事業所に勤務していたことは、申立人が提出した勤続表彰状及び同僚の証言から推認することはできるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、申立期間①及び②について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に係る健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人及び申立人が申立期間当時一緒に勤務したとしている同僚も、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立期間③及び④について、同僚の一人は、「昭和33年から35年まで当該事業所では厚生年金保険に加入しなかった記憶がある。」

と証言している上、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該申立期間中に被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。